

商品概要説明書

スーパー定期貯金（単利型）
ATM定期貯金

（令和6年6月3日現在適用中）

1. 商品名 （愛称）	・スーパー定期貯金（単利型） （愛称：ATM定期貯金）
2. ご利用いただける方	・個人および法人（団体を含む）
3. 期間	・定型方式 1年 ・自動継続の取扱いとなります。
4. 預入方法 （1）預入方法 （2）預入金額 （3）預入単位 （4）預入資金	・一括預入 ・1万円以上1,000万円未満の預入 ・1円単位 ・現金での預入 100万円以内（紙幣枚数100枚以内） ・キャッシュカードでの資金での預入（1円単位）
5. 払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。
6. 利息 （1）適用金利 （2）利払頻度 （3）計算方法 （4）税金 （5）金利情報の 入手方法	・預入時の約定利率を満期日まで適用します。 店頭表示金利 + 0.05%（上乘せ） 自動継続時には、原則として「スーパー定期貯金」の継続時の店頭金利を当該満期日まで適用します。 ・取扱期間中に金利情勢により適用金利の見直しをさせていただく場合があります。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・付利単位を1円として1年を365日とする日割計算をします。 ・個人のお客さまは20.315%（国税15.315%、地方税5%）※ の分離課税となります。 ※令和19年12月31日までの適用となります。 ・窓口でお問い合わせください。
7. 手数料	—
8. 付加できる 特約事項	・個人の自動継続扱いのものは総合口座の担保に組み入れできます。 （貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年0.5%を上乘せした利率） ・預入時に元金継続または元利金継続を選択いただきます。 ただし、利息振込口座が通帳に登録されていない場合は、元金継続の選択はできません。 ・マル優（障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）の取扱いはできません。

9. 中途解約時の取扱い	<p>・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻します。</p> <p>① 6か月未満 : 解約日における普通貯金利率</p> <p>② 6か月以上1年未満 : 約定利率×50%</p> <p>ただし、②の利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。</p>
10. 貯金保険制度（公的制度）	<p>・保護対象</p> <p>この貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。</p>
11. 取扱期間	令和6年6月3日（月）～令和7年3月31日（月）
12. 苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<p>苦情処理措置 本商品に係る相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当JA支店・出張所または金融部 金融推進課（電話：0776-50-7611）にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、JAバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA金融部 金融推進課またはJAバンク相談所にお申し出ください。なお、以下の弁護士会には直接お申し立ていただくことも可能です。</p> <p>福井弁護士会 （電話：0776-23-5255） 京都弁護士会 （電話：075-231-2378） 愛知県弁護士会（電話：052-203-1777）</p>
13. その他参考となる事項	<p>・当組合発行の総合口座通帳および定期貯金通帳に限ります。</p> <p>・総合口座口座通帳にてご利用の場合は、定期貯金口座番号の登録が必要となります。（窓口にてお申し込みください。）</p> <p>・総合口座通帳は全国のJAバンクATM、定期貯金通帳は県内のJAバンクATMで預入ができます。ただし、県外のJAバンクATMで定期貯金を作成する場合は、同一総合口座通帳内での取り扱いに限ります。</p> <p>・通帳レス口座のお客様についてはATMでの振替・定期貯金預入・定期貯金満期解約予約ができません。</p>

・ご不明な点は、当JA窓口までお気軽にお問い合わせください。